## 中央北極海無規制公海漁業防止協定

(Agreement to Prevent Unregulated High Seas Fisheries in the Central Arctic Ocean)

## 背景

- ▶ 中央北極海における氷の範囲の減少に伴い、漁獲が行われ得る水域が拡大した。これにより、規制されていない漁獲に よって海洋生態系及び漁業資源に悪影響が生じることが懸念されるようになり、中央北極海の公海部分全体の漁獲を 規制する国際的枠組みを作る必要性が国際的に認識されるようになった。
- ▶ 北極海沿岸5か国(米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、デンマーク)に中央北極海における商業的漁獲に関心のある主要な漁業国・機関(日本、中国、韓国、アイスランド、EU)を加えた全10か国・機関の間で、2015年12月以降、計7回の交渉が行われ、2018年10月に署名。2021年6月25日に発効。
- ▶ 協定水域において現在、商業的漁獲は行われておらず、同協定は将来あり得る水産資源の持続可能な利用のための 予防的枠組みと位置付けられる。
- ▶ 我が国は、2019年5月17日に国会の承認を得て、同年7月23日に受諾書を寄託者のカナダ政府に寄託。締結の意義として、協定水域における日本の漁業機会の確保と協定を通じた同水域における法の支配の促進への貢献が挙げられる。





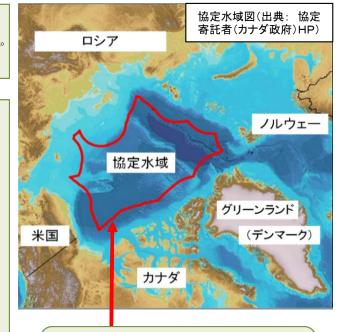
1979年9月(左)と2011年9月(右)の 北極海の海氷の様子 (出典:米コロラド大氷雪データセンター (National Ice and Snow Data Center: NISDC)/ Google Earth)

## 発効を受けて今後予定される主な動き

- ▶ 協定水域における海洋生物資源の共同科学調査・モニタリング計画の実施及び試験的漁獲のための管理措置の検討。
- ▶ 地域漁業管理機関(RFMO)等を設ける交渉の開始の検討。

## 協定の主な内容

- 漁獲に関する暫定的な保存管理措置【第3条】
  - ◆ 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、保存管理措置に基づいてのみ、商業的漁獲及び 試験的漁獲を許可する。
- ▶ 科学的調査及び監視に関する共同計画【第4条】
  - ◆ 締約国は、科学的活動における協力を円滑にする。効力発生から二年以内に科学的調査・監視に関する 共同計画を作成し、関連データ等を共有する。
- 検討及び更なる実施【第5条】
  - ◆ 締約国は、二年に一回又は締約国が決定する場合には一層頻繁に会合する。
  - ◆ 締約国は、漁獲管理のための地域漁業管理機関等を設ける交渉の開始等を検討する。
  - ◆ 締約国は、<u>三年以内に</u>試験的漁獲のための**保存管理措置を定める**。
- ▶ 協定の有効期間【第13条】
  - ◆ 効力発生後の最初の十六年間。(締約国からの異議申し立てがなければ)順次5年の延長期間。



協定水域(約280万k㎡)は、北極海 (約1,400万k㎡)の約5分の1に相当、 地中海(約250万k㎡)と同程度の広さ。